

あわぎん相続定期預金概要説明書

2-1

2026年4月1日現在

株式会社 阿波銀行

1. 商品名 (愛称)	あわぎん相続定期預金
2. ご利用いただける方	金融機関 (当行以外の金融機関を含む) 等で相続手続完了後 1 年以内の個人
3. 期間	6 ヶ月、1 年、3 年 (1) 預入金額 1 千万円未満: 自動継続 (通帳式・総合口座式・証書式) (2) 預入金額 1 千万円以上: 自動解約 (通帳式のみ)
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 100 万円以上、相続により取得した資金の範囲内 1 円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。 ※自動解約入金方式の場合、満期日にあらかじめ指定の預金口座に解約元利金を自動入金します。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	預入時の「スーパー定期」「スーパー定期 300」店頭表示利率に預入期間に応じて上乗せ (※) した利率を満期日まで適用します。 ※預入期間 6 ヶ月、1 年: +0.300% 3 年: +0.400% 初回満期後は満期時における「スーパー定期」「スーパー定期 300」の店頭表示利率を適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。 一律分離課税 (国税 15.315%、地方税 5%) ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に受け取る利息に対し、国税は復興特別所得税が追加課税され 15.315% となっています。 ※マル優 (非課税) の取扱いができます。
7. 手数料	無料
8. 付加できる特約事項	
9. 満期日前解約の取扱い	当行がやむを得ないと認めて、この預金を満期日前に解約する場合は、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により計算し、この預金とともに支払います。 ただし、6 ヶ月を過ぎて解約する場合は、次の①および②のいずれか低い利率を適用します。 (1) 6 ヶ月未満の場合 解約日における普通預金の利率 (2) 6 ヶ月以上の場合 ①約定利率×50% ②預入日における「預入期間 6 ヶ月の店頭表示利率」×90% (3) 1 年以上 2 年未満の場合 ①約定利率×70% ②預入日における「預入期間 1 年の店頭表示利率」×90% (4) 2 年以上 3 年未満の場合 ①約定利率×70% ②預入日における「預入期間 2 年の店頭表示利率」×90%
10. お申込時の注意点	金利については窓口でお問い合わせください

あわぎん相続定期預金概要説明書

2 - 2

11. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772
12. その他参考となる事項	<ol style="list-style-type: none">1. 預入の際は、以下の確認書類をご提出ください。<ul style="list-style-type: none">・預入者が相続人であることが証明できるもの・相続預金等の受取日、相続により取得した金額等が確認できる書類※（金融機関に提出した）相続手続依頼書、被相続人名義の解約済通帳・計算書等。当行での相続手続分は省略可。2. 預金保険制度の対象預金です。 保障限度額は、預金者一人あたり元本 1 千万円および当該預金利息が対象となります。3. 自由金利型定期預金（M型）の概要説明書を参照ください。